

監査報告書

令和4年5月27日

学校法人 西日本短期大学
理事長 溝口 虎彦 殿

学校法人 西日本短期大学

監事 内田信行



監事 柴田浩勝



私たち監事は、私立学校法第37条第3項の規定に基づき、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの会計年度における学校法人の業務執行及び財産の状況並びに理事の職務の執行状況について監査いたしました。その結果を以下のとおり報告致します。

1. 監査内容

監事は、監査にあたり理事会等に出席し、理事から業務報告を聴取したほか重要書類等を閲覧し、関係部署とも意思疎通を図り、業務及び財産状況を監査いたしました。また、公認会計士(監査法人北三会計社)と連携し、各計算書類について協議いたしました。

2. 監査結果

- (1) 学校法人の業務及び財産又は理事の業務執行の状況は、適切な手続を経て行われており、不正の行為或いは法令及び寄附行為に違反する重大な事実は、認められません。
- (2) 資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、事業活動収支計算書、及び貸借対照表、附属明細表並びに財産目録、収益事業会計関係等の計算書類は、令和4年3月31日をもって終了する会計年度の収支状況及び同日現在の財政状況を正しく示しているものと認めます。

以上